

岐阜県社会福祉施設等内における 食中毒・感染症等初動マニュアル

制定：平成31年4月1日
改正：令和6年3月21日
岐阜県健康福祉部感染症対策推進課
生活衛生課

1 目的

このマニュアルは、社会福祉施設等内において食中毒・感染症等が発生した場合の社会福祉施設等の設置者（以下「設置者」という。）が行う県及び市町村への報告の取扱いや初動対応を示し、設置者が適切かつ迅速に対応して、食中毒の防止や感染症等のまん延防止を図ることを目的とする。

2 報告の対象施設

報告の対象となる社会福祉施設等は本マニュアルP2～4に記載の（表1）及び（表2）のとおりとする。なお、岐阜市が所管する社会福祉施設等は除く。（岐阜市へ報告）

3 報告基準

設置者は、次の（1）、（2）、（3）又は（4）の場合、直ちに所管する保健所へ電話で第一報を入れたのち、別記様式により、4に記載する報告先へ報告すること。

- （1）同一の感染症若しくは食中毒又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間に2名以上発生した場合
- （2）同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合

【考え方】

ある時点において、10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合であっても、最初の患者等が発生してからの累積の人数ではない。

（高齢者介護施設における感染対策マニュアル（平成25年3月厚生労働科学特別研究事業作成）より）

- （3）上記（1）及び（2）に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、施設長が報告を必要と認めた場合

【考え方】

上記（1）（2）は、あくまで目安であり、施設等において、複数の者が発熱・嘔吐・下痢・呼吸器症状などの感染症・食中毒の発生が疑われる症状を示した場合は、適宜報告していただきたい。

- （4）新型コロナウイルス感染症については、高齢者及び障害者の施設等において、患者が5名以上発生した施設が専門家による感染対策の指導を希望する場合

【考え方】

新型コロナウイルス感染症については感染力が強く、高齢者施設等には重症化リスクを有する高齢者等が多く生活していることから、各施設において早期対応が必要となるため、5名以上発生した施設が専門家の指導を希望する場合には報告していただきたい。

【参考】 報告する根拠

「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」

(平成17年2月22日付け健発第0222002号厚生労働省健康局長他通知(令和5年4月28日一部改正))

4 報告先

報告の対象となる以下の社会福祉施設等(表1)は、管轄保健所へ報告をすること。そのうち、「県が所管する社会福祉施設等」については、管轄保健所への報告と併せて県事務所福祉課又は岐阜地域福祉事務所(以下「県事務所福祉課等」という。)に、(表2)に記載の県立施設等については、管轄保健所及び県庁施設所管課に報告をすること。

なお、(表1)にある「市町村が所管する社会福祉施設等」については、管轄保健所及び市町村の社会福祉施設等主管部局へ報告をすること。

(表1) 報告の対象施設等一覧

以下の県及び市町村(岐阜市を除く。)が所管する社会福祉施設等

	県が所管する社会福祉施設等	市町村が所管する社会福祉施設等
介護保険施設等	<p>○老人福祉施設</p> <p>養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、老人福祉センター</p> <p>○介護保険施設</p> <p>介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設</p> <p>○介護サービス事業所 (介護予防サービスを含む。)</p> <p>通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護</p>	<p>○地域密着型サービス</p> <p>認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、地域密着型通所介護</p> <p>○以下の市町村に所在する有料老人ホーム</p> <p>各務原市、中津川市、揖斐川町、白川町、東白川村</p> <p>○生活支援ハウス</p>

	県が所管する社会福祉施設等	市町村が所管する社会福祉施設等
障害福祉サービス事業所等	<p>○障害福祉サービス事業所（訪問系サービスのみを提供する事業所を除く）</p> <p>短期入所事業所、療養介護事業所、生活介護事業所、自立訓練事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、共同生活援助事業所、就労定着支援事業所、自立生活援助事業所</p> <p>○障害者支援施設</p> <p>○福祉ホーム</p> <p>○身体障害者社会参加支援施設</p> <p>○障害児入所施設</p> <p>福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設</p> <p>○児童発達支援センター</p> <p>○障害児通所支援事業所</p> <p>児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所</p>	<p>○身体障害者社会参加支援施設</p> <p>身体障害者福祉センター</p> <p>○地域活動支援センター</p>
救護施設等	<p>○保護施設</p> <p>救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設、宿所提供施設</p> <p>○無料低額宿泊所（日常生活支援住居施設含む）</p> <p>○地域福祉センター</p> <p>（設置運営主体が社会福祉法人の施設）</p>	<p>○地域福祉センター</p> <p>（設置運営主体が市町村の施設）</p>
保育所等	<p>○特定教育・保育施設</p> <p>保育所、認定こども園（幼稚園型を除く。） ※幼保連携型・幼稚園型については、学校保健安全法第18条（保健所との連絡）等の規定にも留意すること。</p> <p>○児童厚生施設</p> <p>児童遊園、児童館 等</p> <p>○認可外保育施設</p>	<p>○特定地域型保育事業</p> <p>小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業</p> <p>○地域子ども・子育て支援事業</p> <p>放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、子育て短期支援事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）</p>

児童養護施設等	<ul style="list-style-type: none"> ○児童養護施設 ○母子生活支援施設 ○乳児院 ○助産施設 ○児童心理治療施設 ○児童福祉事業 児童自立生活援助事業（自立援助ホーム） 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム） 	
その他		○隣保館

（表 2） 県庁施設所管課へ報告する施設等

県が所管する社会福祉施設等		報告先 (県庁施設所管課)
介護保険施設等	<ul style="list-style-type: none"> ○県立施設 寿楽苑、飛騨寿楽苑 	高齢福祉課
障害福祉サービス事業所等	<ul style="list-style-type: none"> ○県立施設 ひまわりの丘第一学園、みどり荘、はなの木苑、幸報苑、陽光園、三光園、サニーヒルズみずなみ 	障害福祉課
	<ul style="list-style-type: none"> 希望が丘こども医療福祉センター 	医療福祉連携推進課
児童養護施設等	<ul style="list-style-type: none"> ○県立施設 白鳩学園、千草寮 	子ども家庭課
救護施設等	<ul style="list-style-type: none"> ○保護施設 救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設、宿所提供施設 ○無料低額宿泊所 ○地域福祉センター (設置運営主体が社会福祉法人の施設) 	地域福祉課

5 対応方法

(1) 設置者における対応手順

次の手順を参考に、設置者は施設の状況にあわせて手順書を作成することが望ましい。

① 通常の発生動向の把握

- ・発熱・嘔吐・下痢・呼吸器症状などの有症者の発生状況を記録し、通常の発生動向を把握する。

② 食中毒・感染症等が疑われる状況の把握

- ・通常の発生動向を上回る発熱・嘔吐・下痢・呼吸器症状などの有症者（診断前で可）が施設内で発生したら、新規有症者の発生時期と当該者の施設内での居所（活動場所）を記録する。

③ 施設内での情報共有、対策の着手

- ・施設長に状況を報告する。
- ・嘱託医が設置されている施設等にあつては、状況を報告し、対策の助言をもらう。また、必要に応じ診察を要請する。
- ・必要に応じ、消防署に通報し、救急車による搬送を依頼する。
- ・必要に応じ、感染症対策委員会を開催し、今後の対応について対策を講ずる。

〇〇消防署 TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
FAX 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

④ 保健所（センター）等の行政機関に報告する。

〇報告が必要な場合

- (1) 同一の感染症若しくは食中毒又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間に2名以上発生した場合
- (2) 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
(注) ある時点において、10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合であり、最初の患者等が発生してからの累積の人数ではない。
- (3) 上記(1)及び(2)に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、施設長が報告を必要と認めた場合
(注) (1)及び(2)は、あくまで目安であり、施設等において、複数の者が発熱・嘔吐・下痢・呼吸器症状などの感染症・食中毒の発生が疑われる症状を示した場合は、適宜報告していただきたい。
- (4) 新型コロナウイルス感染症については、高齢者及び障害者の施設等において、患者が5名以上発生した施設が専門家による感染対策の指導を希望する場合

〇報告する内容

- ・食中毒又は感染症等が疑われる利用者及び職員の人数
- ・食中毒又は感染症等が疑われる症状

○報告方法

- ・電話により直ちに所管する保健所へ第一報を入れる。
- ・以下の様式により保健所及び県事務所福祉課等又は市町村へ報告をする。なお、県立施設等の場合は、保健所及び県庁施設所管課へ報告をする。

食中毒又は感染症等の患者が発生 → 様式 1

食中毒又は感染症等の患者が死亡 → 様式 2

食中毒又は感染症等患者発生時における経過記録表 → 様式 3

〇〇保健所 TEL : 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
FAX : 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇県事務所福祉課 TEL : 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
FAX : 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇市町村〇〇課 TEL : 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
FAX : 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

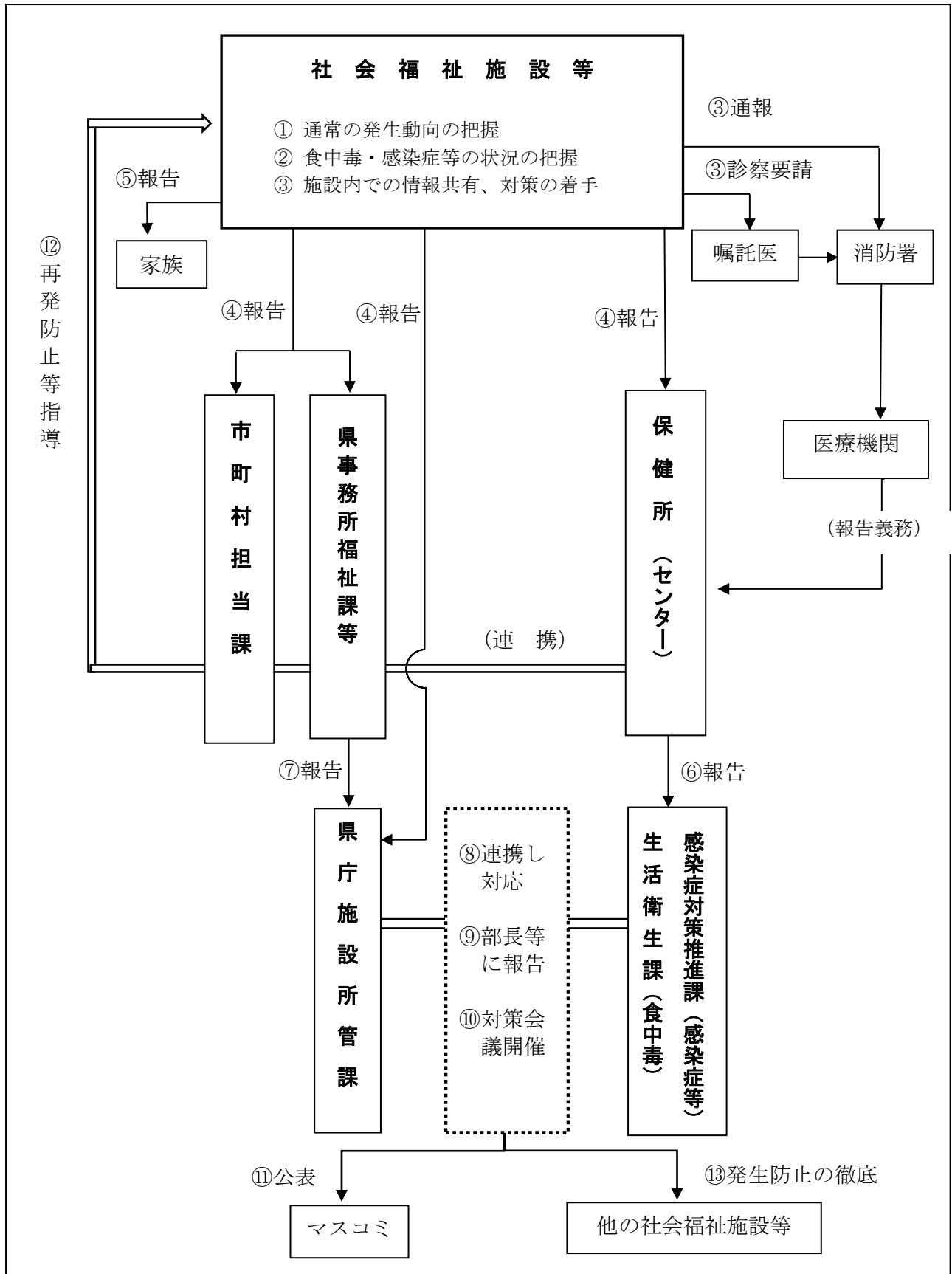
⑤ 有症者の家族へ報告

- ・保健所へ報告し、適切に対応していることもあわせて伝える。

(2) 県における対応手順

- | | |
|---|--|
| ⑥ | 保健所は、施設等において調査を実施し、その結果及び指導事項等について感染症対策推進課及び生活衛生課に報告する。 |
| ⑦ | 県事務所福祉課等は県庁の施設所管課に報告する。 |
| ⑧ | 施設所管課、感染症対策推進課及び生活衛生課は連携して対応する。 |
| ⑨ | 健康福祉部長、次長及び危機管理担当者（健康福祉政策課）に報告する。（軽易な事案を除く。） |
| ⑩ | 必要に応じて、対策会議を開催し、対応について協議する。 |
| ⑪ | 必要に応じて、公表を行う。（施設所管課、感染症対策推進課又は生活衛生課） |
| ⑫ | 保健所（センター）と県事務所福祉課等、市町村は、原因を究明し、当該施設等に対して再発（拡大）防止等を指導する。 |
| ⑬ | 施設所管課又は健康福祉政策課（社会福祉施設等全般に関係する場合）が、感染症対策推進課又は生活衛生課と協議し、他の社会福祉施設等に対して発生防止の徹底を図る。 |

(3) 対応イメージ図 (参考)



※ 食中毒・感染症等の場合、法令に基づき医師から保健所に届出が行われることとなっているが、的確かつ早期に各種対策を講じる必要があることから、社会福祉施設等から所管する県事務所福祉課や行政機関などにも直接報告を行う。

(参考)

健発第0222002号
薬食発第0222001号
雇児発第0222001号
社援発第0222002号
老発第0222001号
平成17年2月22日

都道府県知事
指定都市市長
各 中核市市長 殿
保健所政令市市長
特別区区长

厚生労働省健康局長
厚生労働省医薬食品局長
厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
厚生労働省社会・援護局長
厚生労働省老健局長

社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について

高齢者、乳幼児、障害者等が集団で生活又は利用する社会福祉施設及び介護老人保健施設等（その範囲は別紙のとおり。以下「社会福祉施設等」という。）においては、感染症等の発生時における迅速で適切な対応が特に求められる。

今般、下記により、社会福祉施設等において衛生管理の強化を図るとともに、市町村等の社会福祉施設等主管部局への報告を求め、併せて保健所へ報告することを求めることとしたので、管内市町村及び管内社会福祉施設等に対して、下記の留意事項の周知徹底を図っていただくようお願いする。

また、下記の取扱いに当たっては、公衆衛生関係法規を遵守しつつ、民生主管部局と衛生主管部局が連携して対応することが重要であることから、関係部局に周知方よろしく願います。

記

1. 社会福祉施設等においては、職員が利用者の健康管理上、感染症や食中毒を疑ったときは、速やかに施設長に報告する体制を整えるとともに、施設長は必要な指示を行うこと。
2. 社会福祉施設等の医師及び看護職員は、感染症若しくは食中毒の発生又はそれが疑われる状況が生じたときは、施設内において速やかな対応を行わなければならないこと。
また、社会福祉施設等の医師、看護職員その他の職員は、有症者の状態に応じ、協力病院を始めとする地域の医療機関等との連携を図るなど適切な措置を講ずること。
3. 社会福祉施設等においては、感染症若しくは食中毒の発生又はそれが疑われる状況が生じたときの有症者の状況やそれぞれに講じた措置等を記録すること。
4. 社会福祉施設等の施設長は、次のア、イ又はウの場合は、市町村等の社会福祉施設等主管部局に迅速に、感染症又は食中毒が疑われる者等の人数、症状、対応状況等を報告するとともに、併せて保健所に報告し、指示を求めるなどの措置を講ずること。
ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間に2名以上発生した場合
イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合
5. 4の報告を行った社会福祉施設等においては、その原因の究明に資するため、当該患者の診察医等と連携の上、血液、便、吐物等の検体を確保するよう努めること。
6. 4の報告を受けた保健所においては、必要に応じて感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という）第15条に基づく積極的疫学調査又は食品衛生法（昭和22年法律第233号）第63条に基づく調査若しくは感染症若しくは食中毒のまん延を防止するために必要な衛生上の指導を行うとともに、都道府県等を通じて、その結果を厚生労働省に報告すること。
7. 4の報告を受けた市町村等の社会福祉施設等主管部局と保健所は、当該社会福祉施設等に関する情報交換を行うこと。
8. 社会福祉施設等においては、日頃から、感染症又は食中毒の発生まん延を防止する観点から、職員の健康管理を徹底し、職員や来訪者の健康状態によっては利用者との接触を制限する等の措置を講ずるとともに、職員及び利用者に対して手洗いやうがいを励行するなど衛生教育の徹底を図ること。また、年1回以上、職員を対象として衛生管理に関する研修を定期的に行うこと。

(略)